

継続検討品目群(資材)

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

令和3年度版

提案品目名		品目概要	分類	検討結果
個別品目名	統合品目名			理由等
溶融スラグ混入路盤材	溶融スラグ混入路盤材	一般廃棄物や下水汚泥またはそれらの焼却灰を溶融処理する際に、副産物として溶融スラグが発生する。 この溶融スラグに破碎・分級等の処理を施したもので、JIS A 5032「一般廃棄物、下水汚泥またはそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」に規定される品質を満足する、道路等で使用する舗装用の路盤材である。	継続検討 EQS (C)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本品目については、統合品目「溶融スラグ混入路盤材」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○ 検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 <ul style="list-style-type: none"> ① 期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実環境で使用された場合の有害物の溶出及び長期的な溶出の環境影響の確認が必要。 ： JIS A 5032において環境安全品質基準が定められているが、実環境で使用した場合の長期的な溶出測定結果が提示されていないため確認できない。 ② 品質確保について不確実性が残ると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 溶融スラグを用いた構造物の国等の基準が未整備 ： 国土交通省の港湾・空港整備には適用できる基準はあるが、国道等道路へ適用する基準はない。東北地方整備局から出されている「溶融スラグの有効利用に係わるガイドライン(案)」は、溶融スラグをコンクリート二次製品に利用する際の留意点をまとめたものであり、道路へ利用できる基準ではない。 ③ 重交通路線に対する長期耐久性が未確認 ④ 特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国で調達する場合の沿道及び地域住民の理解とコンセンサスの形成が必要 ： JIS A 5032において制定されてはいるが、沿道及び地域住民の理解とコンセンサスの形成が必要である。
溶融スラグ混入アスファルト混合物	溶融スラグ混入アスファルト混合物	一般廃棄物や下水汚泥またはそれらの焼却灰を溶融処理する際に、副産物として溶融スラグが発生する。 この溶融スラグを破碎・分級等の処理により骨材化し、JIS A 5032「一般廃棄物、下水汚泥またはそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」に規定される品質を満足することが確認されたものを、粗骨材及び細骨材の一部として用いたアスファルト混合物である。	継続検討 EQS (C)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本品目については、統合品目「溶融スラグ混入アスファルト混合物」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○ 検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 <ul style="list-style-type: none"> ① 期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再リサイクル性(長期耐久性)の確認が必要 ② 品質確保について不確実性が残ると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 溶融スラグを用いた構造物の国等の基準(道路等)が未整備 ③ 重交通路線に対する長期耐久性の確認が十分でない ④ 特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国で調達する場合の沿道及び地域住民の理解とコンセンサスの形成が必要
土工用溶融スラグ	土工用溶融スラグ	一般廃棄物や下水汚泥またはそれらの焼却灰を溶融処理する際に、副産物として溶融スラグが発生する。 この溶融スラグに破碎・分級等の処理を施して、JIS A 5032「一般廃棄物、下水汚泥またはそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」に規定される品質を満足することが確認されたものを、主に盛土材や埋戻し材として使用するものである。	継続検討 EQS (C)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本品目については、統合品目「土工用溶融スラグ」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○ 検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 <ul style="list-style-type: none"> ① 期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ CO2排出量の定量評価における比較対象品目の評価において、溶融スラグが廃棄前提として取り扱われている。 ・ 運搬距離が20kmとなっているが、根拠が不明。(製造場所が1県1箇所のみ存在 R1資料2) ・ 外部からの運搬の前に現場流用をまずは検討することが一般的で、現場発生土との比較を考慮すべき。 ・ 廃棄段階におけるCO2削減、廃棄物・資源、有害科学物質、生物多様性に関する取り扱い(実績)が不明。(天然砂の再利用は可能と判断し、廃棄は発生しない。) ② 品質確保について不確実性が残ると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 溶融スラグを用いた構造物の国(道路)等の基準が未整備 ③ 特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品の安定的生産・供給体制が不明確 ・ 国で調達する場合の沿道及び地域住民の理解とコンセンサスの形成が必要

エコミックス	再生常温アスファルト混合物	従来、加熱アスファルト混合物に使われていたリサイクル材料を常温アスファルト混合物に使用したものである。リサイクル材料を50%以上使用することによって、エコマーク認定を得ている。リサイクル材料を使っていることから、通常の常温アスファルト混合物に比べて二酸化炭素排出量削減に寄与できる。	継続検討 EQS (C)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本品目については、統合品目「再生常温アスファルト混合物」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○ 検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 <ul style="list-style-type: none"> ① 期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠資料の引用元・根拠が不明確（ごみ熔融スラグ等の引用元・根拠が空欄、ストレートアスファルトの記載なし、アスファルトの輸送が未記入等。） ・ 再リサイクル性の検討が必要。（再生骨材製造過程での有害物質の含有・溶出、長期耐久性等） ② 品質確保について不確実性が残ると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質管理基準が存在しない。 ・ 熔融スラグを用いた構造物の国等の基準未整備 ・ 施工後の耐久性等について明確ではない ③ 特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争性が確保されているのか確認が必要（製造1社） ・ 需要が増加した場合に対応ができるのか確認が必要（製造1社） ・ 国で調達する場合の沿道及び地域住民の理解とコンセンサスの形成が必要。 ④ 経済性について不確実性が残ると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ライフサイクルコストの記載がない。
鋼構造物用水性重防食塗料	構造物用水性塗料	光化学オキシダント（スモッグ）注意報は毎年発令されており、他の大気汚染物質と比べても環境基準の達成状況は極めて低い。そのため、オキシダント生成の原因の一つであるVOC（揮発性有機化合物）の排出量を削減する必要がある。国内で排出されるVOCで最も多いものは塗料からであり、全体の約4割を占めるため塗料から排出されるVOCの削減が急務となっており、塗料の水酸化を促進する必要がある。 建築資材のライン塗装については水性化率が比較的高いものの、橋梁やプラント等の鋼構造物用の重防食塗料については水性化率は非常に低い。 そこで、塗料からのVOC排出量を削減するためVOCを含まない水性の重防食塗料を提案する。	継続検討 QSC	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本品目については、統合品目「構造物用水性塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○ 検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 <ul style="list-style-type: none"> ① 品質確保について不確実性が残ると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常品と同等の施工性及び品質が確保されるか確認が必要 ・ 施工後の長期耐久性について確認が必要 ② 特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品の安定的生産・供給体制が不明確 ③ 比較対象品と比べてコストが高いと考えられる。
循環式プラスト工法	循環式プラスト工法	従来使用していた非金属系研削材から金属系研削材に変更し、循環再利用することにより従来工法で発生する産業廃棄物を削減することができるプラスト工法	継続検討 EQS (C)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本品目については、統合品目「循環式プラスト工法」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○ 検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 <ul style="list-style-type: none"> ① 期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ プラスト処理後に再使用不能となる研削材の量及び次の現場で再使用される回収研削材の運搬について明示されておらず、環境負荷低減効果の妥当性を客観的に評価することが難しい ② 品質確保について不確実性が残ると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研削材を循環させる際に塗膜くずと共に有害物質・汚染物質が十分に分離・回収されていること、鋼部材表面の有害物質・汚染物質の除去が適切に行われていることを確認するための根拠資料が不十分である ③ 特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 ○ 上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。